

鳥取県 発達障がい 地域資源ガイド

令和5年3月1日



<作成> 鳥取県発達障がい支援地域協議会

<問合せ先>

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課

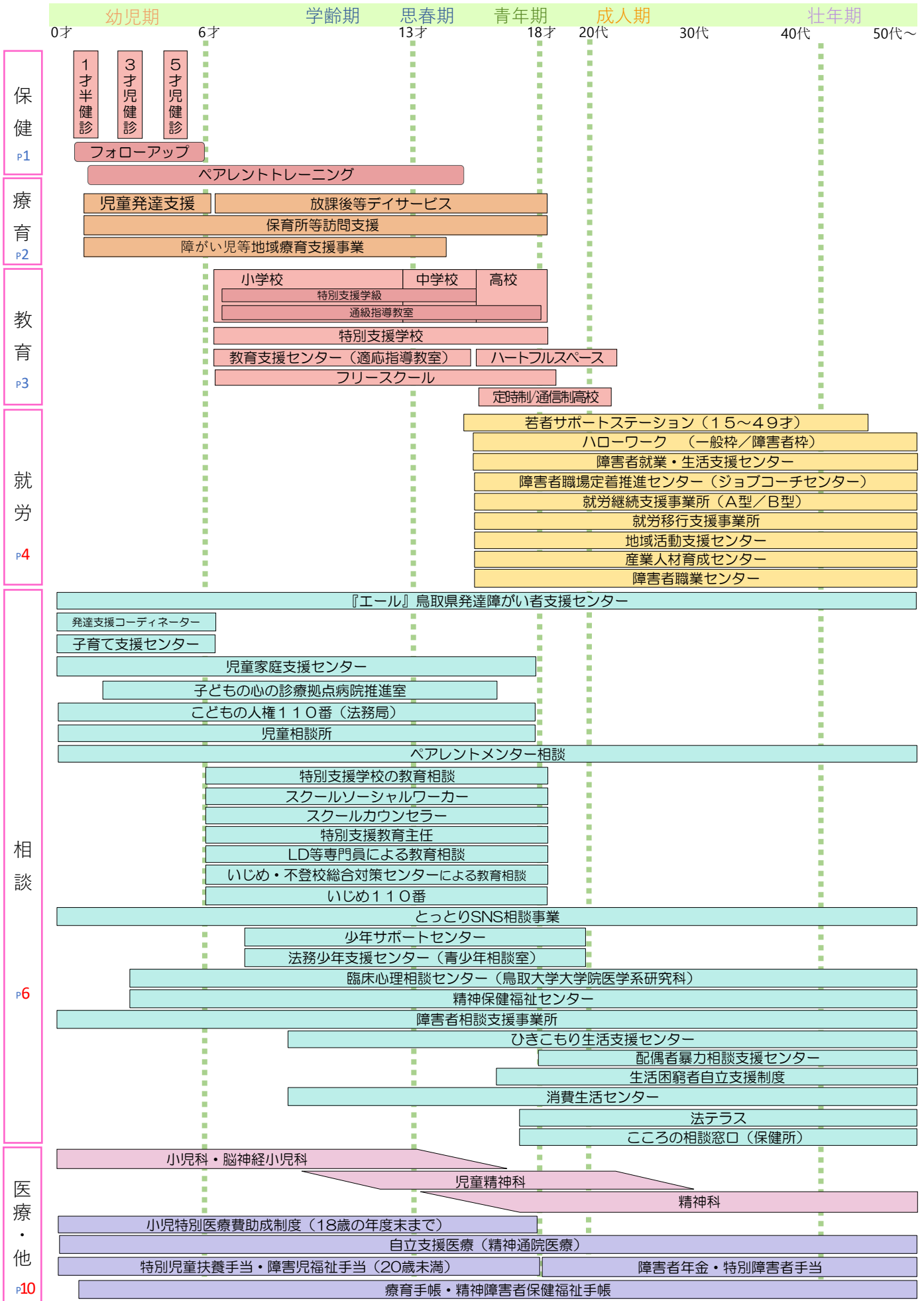
電話：0857-26-7865

ファクシミリ：0857-26-8136

<ダウンロード先>

<https://www.pref.tottori.lg.jp/299149.htm>











保健



幼児期 (0～5歳)	学童期 (5～12歳)	青年期 (12～18歳)	成人期 (18歳～)
○			
●1歳6か月児健診 【問合せ】各市町村母子保健担当課			
【内容】身体的発育、運動発達・精神発達、身体所見の異常の有無をチェックします。歯科健康診査も実施されます。また、予防接種の実施状況の確認や、生活習慣の自立、社会性の発達、しつけなど育児の相談ができます。			
【対象】1歳6か月から2歳未満児			
○			
●3歳児健診 【問合せ】各市町村母子保健担当課			
【内容】身体的発育、運動発達・精神発達、身体所見の異常の有無をチェックします。歯科健康診査のほか、聴力・視力検査が実施されます。また、予防接種の実施状況の確認や、生活習慣の自立、社会性の発達、しつけなど育児の相談ができます。			
【対象】3歳0か月から3歳6か月未満児			
○			
●5歳児健診（5歳児発達相談） 【問合せ】各市町村母子保健担当課			
【内容】言語発達、情緒・社会性の発達や、集団行動の場面で気になる児童を早期に発見し、児童や保護者へ早期に支援を開始するための気づきの場として、各市町村で実施しています。			
【対象】5歳になる年度 ※全員を対象としていない市町村もあります。			
○			
●フォローアップ事業 【問合せ】各市町村母子保健担当課			
【内容】乳幼児健診で把握した健康課題や状況に対して、事後にフォローアップを行います。確認の時期や方法は市町村によって様々です。親子教室など参加型の支援をしている市町村もあります。			
【対象】健診後、支援の必要性が認められた児			
○	○		
●ペアレント・トレーニング 【問合せ】療育機関、医療機関、各市町村等 ※かかりつけの療育機関や医療機関またはお住いの市町村へお問合せください。			
【内容】子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムをペアレントトレーニングといい、療育機関や医療機関、市町村などで実施するところが増えていきます。			
【対象】子どもへの関わり方を学びたい保護者（実施機関によって参加条件等の詳細は様々です）			

療育



幼児期 (0～5歳)	学童期 (5～12歳)	青年期 (12～18歳)	成人期 (18歳～)
○	△ (要相談)	△ (要相談)	
<p>●児童発達支援</p> <p>【問合せ】各市町村福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836 </p> <p><実施事業所一覧> 県子ども発達支援課ホームページより https://www.pref.tottori.lg.jp/112178.htm </p>			
<p>【内容】障がいのある未就学の子どもたちが通い、遊びや課題を通して、日常における基本的な知識や動作を身につけたり、集団へ適応する力を伸ばしていけるように、専門職員による支援を行います。</p>			
<p>【対象】障がいのある未就学児（市町村が発行する「障害児通所支援受給者証」が必要）</p>			
○	○		
<p>●保育所等訪問支援</p> <p>【問合せ】各市町村福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836 </p> <p><実施事業所一覧> 県子ども発達支援課ホームページより https://www.pref.tottori.lg.jp/112178.htm </p>			
<p>【内容】保育所、幼稚園、小学校などに通う子どもに集団生活への適応のための直接支援や、スタッフへの支援を行います。</p>			
<p>【対象】障がいのある未就学児（市町村が発行する「障害児通所支援受給者証」が必要）</p>			
○	○	○	
<p>●放課後等デイサービス</p> <p>【問合せ】各市町村福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836 </p> <p><実施事業所> 県子ども発達支援課ホームページより https://www.pref.tottori.lg.jp/112178.htm </p>			
<p>【内容】放課後や夏休みなどの長期休暇中に事業所に通い、生活能力の向上のために必要な訓練を継続的に受け、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりをします。</p>			
<p>【対象】18歳未満の障がいのある就学児。※20歳まで延長の特例あり。 （市町村が発行する「障害児通所支援受給者証」が必要）</p>			
○	○	○	○
<p>●地域療育等支援事業</p> <p>【問合せ】 （東部）鳥取療育園 ☎0857-29-8889、 若草学園 ☎0857-28-1233 （中部）中部療育園 ☎0858-27-0780、 皆成学園 ☎0858-22-7188 （西部）総合療育センター ☎0859-38-2163、 あかしゃ ☎0859-29-2585、 陽なた ☎0859-57-6240</p>			
<p>【内容】療育施設の職員が、訪問（地域巡回、家庭訪問）及び外来の方法で、必要な療育指導及び療育に関する相談を行います。また、障がい児を受け入れている保育所等の職員に対し、療育に関する技術指導を行います。</p>			
<p>【対象】在宅の障がい児（者）や家族、支援者等</p>			

教育

幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	青年期 (13～18歳)	成人期 (19歳～)
	○		
●特別支援学級 【問合せ】各市町村教育委員会 【内容】児童生徒の障がいの種類や程度、発達段階等に応じた教育を行うために、小・中・義務教育学校に設けられている少人数の学級です。児童生徒の実態に応じた特別な教育課程を編成して教育を行っています。 【対象】知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がい			
	○	○	
●特別支援学校 【問合せ】各特別支援学校 【内容】小学校、中学校、高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと目的とした教育が行われます。 【対象】視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱			
	○	○	
●通級指導教室 【問合せ】各市町村教育委員会、通級指導教室を設置している県立特別支援学校及び県立高校 【内容】通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を受ける指導形態のことをいいます。障がいに応じた特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導です。自校通級、他校通級、巡回による指導があります。 【対象】言語障がい、発達障がい、難聴			
	○	○	
●市町村教育支援センター（適応指導教室） 【問合せ】各教育支援センター https://www.pref.tottori.lg.jp/284970.htm  【内容】登校できない状態にある児童生徒の社会的自立や学校復帰を図ることを目的とした教室です。県内には、市町設置の教育支援センター（適応指導教室）が11教室あります。 【対象】不登校および不登校傾向の児童生徒(小学生・中学生)			
	○	○	
●フリースクール 【問合せ】各フリースクール https://www.pref.tottori.lg.jp/284970.htm  【内容】学習支援や体験活動等を行う民間の施設です。小学校や中学校に在籍したまま通うことができます。県内には、県教育委員会の定めたガイドラインに基づいた運営をしているフリースクールが4か所あります。 【対象】不登校および不登校傾向の児童生徒等(施設によって異なります)			
		○	△ (12～20歳)
●教育支援センター 【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/284973.htm  ハートフルスペース 東部ハートフルスペース ☎0857-28-2388 中部ハートフルスペース ☎0858-27-1255 西部ハートフルスペース ☎0859-21-9155 【内容】不登校やひきこもりの心配がある青少年を、学校復帰や社会参加に向けて支援する鳥取県教育委員会が運営する教育支援センターです。県内3カ所の「ハートフルスペース」で様々な活動を提供し、利用者の方をサポートしています。例) 「不登校・ひきこもりで悩んでいる」「仕事をしたい(学校に行きたい)と思うけど自信がない」「学校復帰や社会参加するまでの居場所がほしい」等 【対象】義務教育終了後から20歳くらいまでの青少年とその家族、関係者			
		○	○
●定時制課程／通信制課程高等学校 【問合せ】各市町村教育委員会 県高等学校課 【内容】 ・定時制課程…学習時間帯が昼間と夜間の二つに分かれており、いずれも3年以上学習します。県内には県立高等学校4校があります。 ・通信制課程…通信による学習を主としながら、定期的に登校して授業も受けます。県内には県立高等学校2校と私立高等学校1校があります。またインターネットを活用した授業展開を行うことで全国各地から入学できる広域通信制高等学校も存在しています。 【対象】義務教育課程を修了したもの			
		○	○
●高等学校卒業程度認定試験 【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/93468.htm  県教育委員会高等学校課 ☎0857-26-7917 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課 ☎03-5253-4111(内線)2024・2643 【内容】高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験です。試験は年に2回行われます(8月と11月)。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられるだけでなく、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができます。 【対象】満16歳以上になる人 ※高等学校卒業者や大学入学資格検定・高等学校卒業程度認定試験合格者など、既に大学入学資格を持っている方は受験できません。			

◇参考◇ 夜間中学








「夜間中学」とは、公立中学校で夜の時間帯に授業が行われる学級のことをいいます。義務教育を修了できなかった人や形式的には卒業したが学び直しをしたい方、外国籍の方といった何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった方を対象に、学びの機会の確保をおこなっています。鳥取県では県立夜間中学を令和6年4月の開校を目指して準備を進めています。

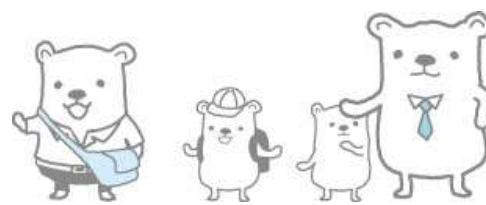
就労



幼児期 (0～5歳)	学童期 (5～12歳)	青年期 (12～18歳)	成人期 (18歳～)	
		△ (15歳～)	○	<p>●地域若者サポートステーション</p> <p>【問合せ】 https://torisapo.roukyou.gr.jp/ とっとり若者サポートステーション ☎0857-30-4677 よなご若者サポートステーション ☎0859-21-5678</p> <p>【内容】働くことに悩みを抱えている若年者が社会や職場に参加できるよう、キャリア相談、心理的問題に係る相談、ボランティア体験、グループ活動、コミュニケーション訓練、就労体験プログラム等を通じて就労のための自立支援を行います。</p> <p>【対象】働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方及びその保護者(手帳や診断がない方も対象です) ※仕事をされていない方、就学中でない方(定時制・通信制高校在学中の方は利用可)</p>
		○	○	<p>●公共職業安定所(ハローワーク)</p> <p>【問合せ】 https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hw/kankatsu_shozaichi.html 鳥取☎0857-23-2021 倉吉☎0858-23-8609 米子☎0859-33-3911 根雨出張所☎0859-72-0065</p> <p>【内容】仕事に関する情報を収集したり、仕事に関する様々な相談ができます。一般向けの窓口だけでなく、障がい者向けの専門窓口も設けられており、障がいについて専門的な知識を持つ職員が相談に応じています。</p> <p>【対象】仕事を探している方</p>
		○	○	<p>●県立ハローワーク</p> <p>【問合せ】 https://www.tori-hello-w.jp/ 鳥取☎0857-51-0501 倉吉☎0858-24-6112 米子☎0859-21-4585、境港☎0859-44-3395、 東京☎03-6280-6951、関西☎06-6346-1786</p> <p>【内容】鳥取県の各種施策を最大限に活用し、地域に密着した最新求人情報とのマッチングを専任の支援員がサポートする無料職業紹介事業です。「あいサポート企業」の求人紹介もあります。</p> <p>【対象】鳥取県内企業への就職を希望される方</p>
		○	○	<p>●障害者就業・生活支援センター</p> <p>【問合せ】 http://tottori-shugyo-shien.jp/shien_center/ 東部：しらはま☎0857-59-6060 中部：くらよし☎0858-23-8448 西部：しゅーと☎0859-37-2140</p> <p>【内容】就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場訪問等を実施します。職場実習など就職に向けた準備支援、職場定着への支援、生活習慣や金銭管理への助言、事業主の雇用管理への助言、関係機関との調整などを行います。</p> <p>【対象】就業を希望する、又は在職中の障がい者(障がいに関する手帳をお持ちでない方も利用できます)</p>
		○	○	<p>●職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業</p> <p>【問合せ】 https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tottori/31_tottori_service1.html 鳥取障害者職業センター☎0857-22-0260</p> <p>【内容】障がい者が自分の力に応じて安定して働くことができるように、専門の支援者(ジョブコーチ)が事業所へ出向き、障がい者及び事業主に対する障がい特性を踏まえた直接的、専門的な支援を通じて職場内のナチュラルサポート作りをお手伝いします。 ※ジョブコーチは、厚生労働大臣が定める研修を修了した支援者であり、障害者職業センターの他に、事業認定を受けた社会福祉法人等にも配置されています。</p> <p>【対象】原則は雇用保険の被保険者 ※ただし、国等における雇用は支援できません。</p>

幼 児 期 (0 ～ 5 歳)	学 童 期 (5 ～ 12 歳)	青 年 期 (12 ～ 18 歳)	成 人 期 (18 歳 ～)	
		○	○	<p>●就労継続支援（A型・B型）事業所</p> <p>【問合せ】各市町村障害福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p>  <p>【内容】一般企業等での就労が困難な方の働く場であるとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。 A型は雇用契約に基づくため、自治体の最低賃金が保証されます。 （令和2年の県平均賃金は月84,872円） B型は雇用契約を伴わない形で就労するので、最低賃金が保証されません。 （令和2年の県平均賃金は月19,203円）</p> <p>【対象】65歳未満の方（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」が必要）</p>
		○	○	<p>●就労移行支援事業所</p> <p>【問合せ】各市町村障害福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p>  <p>【内容】一般企業への就労を希望する65歳未満の方に、原則2年の利用期間内に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労体験、就職先とのマッチング、就職後の定着支援などを行います。</p> <p>【対象】65歳未満の方（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」が必要）</p>
		○	○	<p>●地域活動支援センター</p> <p>【問合せ】各市町村障害福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p>  <p>【内容】障がいのある人の日中の活動をサポートする機関です。通所による創作活動、生産活動、地域交流などを行います。</p> <p>【対象】センターのある市町村に在住している障がいのある方</p>
		○	○	<p>●産業人材育成センター</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsen/ 鳥取県立産業人材育成センター 倉吉校 ☎0858-26-2247 米子校 ☎0859-24-0372</p>  <p>【内容】学校を卒業した方、仕事を探している方、新しい仕事に就こうとしている方、また、ステップアップしたい在職の方に、技能や知識、資格を身につけていただく県立の公共職業能力開発施設です。倉吉校と米子校があります。</p> <p>【対象】各訓練科毎に応募資格があります。詳細はお問い合わせください。</p>
		○	○	<p>●障害者職業センター</p> <p>【問合せ】 https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tottori/ 鳥取障害者職業センター ☎0857-22-0260</p>  <p>【内容】障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接に連携し、職業相談や職業評価、基本的な労働習慣や職業に関する知識の習得のための職業準備支援、職場適応援助者による支援事業、退職者の職場復帰（リワーク）支援などを行います。全国の都道府県に設置されています。</p> <p>【対象】就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する機関の方</p>

相談



幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	青年期 (13～18歳)	成人期 (19歳～)
○	○	○	○
<p>●発達障がい者支援センター</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/yell/ 『エール』発達障がい者支援センター ☎0858-22-7208</p> <p>【内容】 〈相談支援〉コミュニケーションや行動面で気になること、保育園や学校、職場での困りごと等、様々な相談に応じ、関係機関と連携して支援します。福祉制度や専門機関等の情報を提供します。 〈発達支援〉評価（アセスメント）を行い、家庭での関わり方への助言等を行います。 〈就労支援〉関係機関との連携により、助言や情報提供を行います。 〈普及・啓発研修〉障がいの正しい理解や支援の方法を広めるための研修等を行います。</p> <p>【対象】 発達障がいまたはその心配のある方やご家族、市町村や支援者の方</p>			
○			
<p>●発達支援コーディネーター</p> <p>【問合せ】 各市町村（配置のない市町村もあります）</p> <p>【内容】 発達障がいのある子どもの理解、ケースに応じた支援方法や保育環境の整備方法、アセスメントの手法、個別支援計画の策定方法、保護者相談などに関する研修を受講したコーディネーターが市町村や保育所に配置されています。</p> <p>【対象】 幼児期の子どもの発達支援について相談をしたい方</p>			
○	○		
<p>●地域子育て支援センター</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/35193.htm 各市町村または各センター</p> <p>【内容】 子育て中の親子が立ち寄り、うちとけた雰囲気の中で交流できます。地域の子育てに関する情報発信や、子育てサークル活動の支援などもしています。子育てについて、支援センターの職員に相談することもできます。</p> <p>【対象】 子育てをしている方など</p>			
○	○	○	
<p>●児童家庭支援センター</p> <p>【問合せ】 希望館☎0857-27-4153 くわの実☎0858-24-6306 米子みその☎0859-21-5085</p> <p>【内容】 子どもと家庭に関する様々な相談を受け、児童相談所や市町村、関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援を行います。子どもの発達、育児の悩み、不安、不登校、いじめなどについて、来所や電話等で相談ができます。児童相談所を補完する機関として、児童福祉施設等に設置されています。</p> <p>【対象】 0歳～18歳未満の子どもに関する相談をしたい方</p>			
○	○	○	
<p>●鳥取大学医学部附属病院 子どもの心の診療拠点病院推進室</p> <p>【問合せ】 https://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/kodomonokoro/子どもの心の診療拠点病院推進室 ☎0859-38-6775</p> <p>【内容】 発達障がいや児童虐待、引きこもり等の様々な子どもの心の問題に対する支援ネットワークを構築することを目的とし、支援者の育成、理解啓発、研修会の開催、情報提供等を行っています。 ホームページにて、発達障がいに関する県内研修一覧や子どもの心の診療機関マップ、受診時支援ツール等を掲載しています。</p> <p>【対象】 子どもの心の問題に携わる支援者の方 ※本人・家族からの直接の相談はできません。</p>			
○	○	○	
<p>●こどもの人権110番</p> <p>【問合せ】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html 法務省フリーダイヤル☎0120-007-110 鳥取地方法務局☎0857-25-3751</p> <p>【内容】 いじめや体罰、不登校や親による虐待等の、子どもをめぐる人権問題を解決に導くための相談を受ける専用相談電話です。子どもだけでなく、大人も利用可能です。法務省フリーダイヤルは、最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。</p> <p>【対象】 こども本人、家族等</p>			
○	○	○	
<p>●児童相談所</p> <p>【問合せ】 福祉相談センター☎0857-23-6080 倉吉児童相談所☎0858-23-1141 米子児童相談所☎0859-33-1471</p> <p>【内容】 子どもの発達、育児の悩み、不安、不登校、いじめなどについて、児童福祉司や児童心理司などが来所や電話等で相談に応じます。必要に応じて専門的な調査や判定も行います。家庭での子育てが困難になった子を児童養護施設や里親、自立援助ホームでの養育及び児童自立支援施設に関する相談も受け付けています。</p> <p>【対象】 0歳～18歳未満の子どもに関する相談をしたい方</p>			



○自立援助ホームとは、義務教育終了後の15歳から20歳まで（場合によっては22歳）の子どもたちが就労や通学をしながら安定した生活を目指しているよ。
○児童自立支援施設（喜多原学園）では、不良行為等の「行動上の問題」を含む生活上の様々な課題を抱えて入所してきた子どもたちに対して、その状況に応じた必要な指導を行い、自立を支援しているよ。

幼児期 (0～5歳)	学童期 (5～12歳)	青年期 (12～18歳)	成人期 (18歳～)
○	○	○	○
<p>発達障がいのある方やその保護者等が集まって定期的にお話をして情報交換等をおこなう「親の会」もあるよ。 まずはペアレントメンターに相談してみよう。</p> 			
<p>●ペアレントメンター相談</p> <p>【問合せ】 http://p-ment.main.jp/ ペアレントメンター鳥取☎0857-30-0670</p> 			
<p>【内容】発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者が一定の研修を受け、相談相手となって悩みを共感したり、子育てに役立つ情報の提供や発達障がいの理解啓発などの活動をしています。</p> <p>【対象】発達障がいのある子どもを育てる保護者等</p>			
○	○	○	
<p>●特別支援学校の教育相談</p> <p>【問合せ】 白兔養護学校☎0857-59-0585 倉吉養護学校☎0858-28-3500 米子養護学校☎0859-27-3411</p>			
<p>【内容】県立特別支援学校におけるセンター的機能を活用して、就学前幼児や高校生も含めた幼児児童生徒への教育相談活動（検査、相談、指導等）や、学級担任等への支援を行います。 白兔養護学校、倉吉養護学校、米子養護学校が発達障がい教育拠点校です。</p> <p>【対象】地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員</p>			
	○	○	
<p>●スクールソーシャルワーカー</p> <p>【問合せ】市町村教育委員会、 いじめ・不登校総合対策センター</p>			
<p>【内容】社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関のネットワークの構築など、課題解決にむけたプランニングの支援を行います。また、児童生徒、家族、友人関係、学校、関係機関への働きかけや相談支援活動も行います。</p> <p>【対象】各学校の児童生徒、保護者、関係者等</p>			
	○	○	
<p>●スクールカウンセラー</p> <p>【問合せ】在籍している学校、 いじめ・不登校総合対策センター</p>			
<p>【内容】臨床心理に関して専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーが、児童生徒へのカウンセリング及び心理教育の実施と保護者への相談活動等を行います。また、心理テスト、面接、授業観察等によるアセスメント（見立て）と教職員への助言等を行います。</p> <p>【対象】各学校の児童生徒、保護者等</p>			
	○	○	
<p>●特別支援教育主任</p> <p>【問合せ】各学校、県教育委員会特別支援教育課</p>			
<p>【内容】特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、学校内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担います。</p> <p>【対象】各学校における特別支援教育に関する相談をしたい方</p>			
○	○		
<p>●LD等専門員による教育相談</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/10381.htm 東部教育局、中部教育局、西部教育局、 各LD等専門員配置校等</p> 			
<p>【内容】発達障がいに関する相談活動や理解啓発に当たるとともに、学校や保育所等に訪問し、特別支援教育の校内支援体制の機能の充実に向けた支援をしています。各学校・PTA等の研修会にも講師として出かけます。</p> <p>【対象】発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・学校の教職員、保護者等</p>			
	○	○	
<p>●いじめ・不登校総合対策センターによる教育相談</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/ いじめ・不登校総合対策センター教育相談担当 ☎0857-28-2322</p> 			
<p>【内容】教育、子育てに関する不安や悩みを電話・来所・訪問による相談を受けています。 発達や言語の遅れが気になる幼児への個別支援もしています。 また、専門医（小児科、精神科）による教育相談会を、県内3か所（東部・中部・西部）で月1～2回行っています。</p> <p>【対象】児童生徒、保護者等</p>			







相談



幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	青年期 (13～18歳)	成人期 (19歳～)	
	○	○	○	<p>●とっとりSNS相談事業</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/279349.htm</p> <p>【内容】県では、自死対策の一環として、SNS（LINE）を活用した相談事業を実施しています。いじめ、不登校、家庭での悩みや職場のハラスメント等の悩みについて、相談員が相談に応じます。</p> <p>【対象】ご本人</p>
	○	○		<p>●いじめ110番</p> <p>【問合せ】いじめ・不登校総合対策センター ☎0857-28-8718</p> <p>【内容】いじめを受けている子、友人がいじめを受けていると感じている子等の相談を受けています。保護者からの相談にも応じ、学校と連携しながら具体的な対応を進めます。 ◇いじめ相談専用メールでも相談ができます。（→☎アドレス ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp） ◇全国统一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）もあります。（→☎0120-0-78310）</p> <p>【対象】いじめを受けている子、友人がいじめを受けていると感じている子、保護者等</p>
	○	○		<p>●少年サポートセンター</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/33932.htm</p> <p>東部少年サポートセンター ☎0857-22-1574 西部少年サポートセンター ☎0859-31-1574 中部サポートテレホン ☎0858-48-1574</p> <p>【内容】鳥取県警察本部では、県内2か所に少年サポートセンターを設置し、少年問題を専門に扱う少年警察補導員が少年の非行問題やいじめ、性犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りを支援しています。</p> <p>【対象】少年（20歳未満）や保護者等</p>
	○	○	○	<p>●法務少年支援センター （青少年相談室）</p> <p>【問合せ】 https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei43_00001.html</p> <p>鳥取法務少年支援センター （鳥取少年鑑別所） ☎0857-23-4443</p> <p>【内容】地域における非行及び犯罪の防止や健全育成に関する活動として、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、心理学等の専門家が、問題行動の分析や指導方法の提案、心理相談、事例検討会等への参加、研修等の支援を行います。</p> <p>【対象】本人、家族、学校の先生、子ども・若者の支援者等</p>
○	○	○	○	<p>●鳥取大学大学院医学系研究科 臨床心理相談センター</p> <p>【問合せ】 https://www.med.tottori-u.ac.jp/introduction/grad/clinical-psychology/ 臨床心理相談センター ☎0859-38-6411</p> <p>【内容】心の悩み、不安、不応、不登校、家族や対人関係、子育て、発達、生き方など、さまざまなストレスや心の問題をお聴きし、折り合いをつけるためのカウンセリング、心理アセスメント等を行います。 また、援助に携わる臨床心理、学校教育、医療、福祉などの専門職に対する臨床心理学的な指導・助言も行います。</p> <p>【対象】本人、家族等</p>
○	○	○	○	<p>●精神保健福祉センター</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/seishincenter/ 鳥取県精神保健福祉センター ☎0857-21-3031</p> <p>【内容】精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関として、対人関係や依存症、ひきこもり、精神的な病気などにかんする相談や研修、普及啓発などを行います。</p> <p>【対象】本人、保護者、支援者等</p>
○	○	○	○	<p>●障害者相談支援事業所</p> <p>【問合せ】各市町村障がい福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p> <p>【内容】各事業所の相談支援専門員が、障がいのある方やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言、及び福祉サービスを受けるための手続き等を支援します。グループホームや宿泊型自立訓練施設などの利用に関する相談にも関わっています。</p> <p>【対象】障がい児者や家族等</p>



グループホームや宿泊型自立支援訓練施設では、一人暮らしの練習や家事などの生活能力向上を目指しているよ！

			○	○	<p>●ひきこもり生活支援センター</p> <p>【問合せ】 https://www.tottori-hikikomori.com/ とっとりひきこもり生活支援センター ☎0857-20-0222 中部ひきこもり生活支援センター ☎0858-27-1860 西部ひきこもり生活支援センター ☎0859-30-4192</p> 
<p>【内容】 ひきこもりのご家族を持つ方へ、個別相談のほか、同じ悩みを持つ人達との勉強会や情報交換会なども実施しています。ご本人への支援として個別相談のほか社会参加の支援・就労支援、居場所支援などを行っています。</p>					
<p>【対象】 本人、ご家族等</p>					
			○	○	<p>●配偶者暴力相談支援センター</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/35051.htm 福祉相談センター女性相談課 ☎0857-27-8630 中部総合事務所県民福祉局地域福祉課 ☎0858-33-3152 西部総合事務所県民福祉局地域福祉課 ☎0859-31-9304</p> 
<p>【内容】 配偶者からの暴力全般に関する相談を受け付けています。相談及び相談機関の紹介、カウンセリング、情報提供、一時保護等を行います。</p>					
<p>【対象】 配偶者からの暴力など問題を抱える方</p>					
			○		<p>●生活困窮者自立支援制度 (自立相談支援機関)</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/251566.htm 各市町村相談窓口</p> 
<p>【内容】 経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度です。各市町村の相談窓口である自立相談支援機関が相談を受け、一人ひとりの状況に応じて、どのような支援が必要かを一緒に考えながら、具体的な支援プランを作成し、各種支援を行います。</p>					
<p>【対象】 生活にお困りの方や不安を抱えている方</p>					
			○		<p>●消費生活センター (消費生活相談室)</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/shohiseikatsu/ 東部☎0857-26-7605 中部☎0858-22-3000 西部☎0859-34-2648 消費者ホットライン(全国統一番号) ☎188</p> 
<p>【内容】 県では、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置し、東部・中部・西部の各消費生活相談窓口で消費者トラブルの解決に向けた助言、あっせん、情報提供等を行っています。</p>					
<p>【対象】 鳥取県内にお住まいの個人の消費者の方</p>					
			○		<p>●鳥取県警察 サイバー犯罪に関する相談窓口</p> <p>【問合せ】 https://www.pref.tottori.lg.jp/270540.htm 警察総合相談 ☎#9110(プッシュ回線専用) ☎0857-27-9110</p> 
<p>【内容】 インターネット利用等、サイバー犯罪に関する相談や情報提供を受けています。</p>					
<p>【対象】 県民の皆様</p>					
			○		<p>●法テラス鳥取</p> <p>【問合せ】 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/tottori/index.html 法テラス鳥取☎0570-078357</p> 
<p>【内容】 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、弁護士・司法書士と面談、電話等により、無料で法律相談が受けられます。また、高齢・障がい等で認知機能が十分でない方(特定援助対象者)を対象に、資力にかかわらず、出張法律相談が受けられます。※この場合は、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関の支援者の方からの申込みが必要です。</p>					
<p>【対象】 収入等が一定額以下で民事法律扶助の趣旨に適する相談をしたい方</p>					
			○		<p>●こころの相談窓口(保健所)</p> <p>【問合せ】 鳥取市保健所☎0857-22-5616 倉吉保健所☎0858-23-3921 米子保健所☎0859-31-9310</p> 
<p>【内容】 こころとからだの健康について相談に応じています。</p>					
<p>【対象】 ご本人、ご家族(身近な方)</p>					

医療・他



幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	青年期 (13～18歳)	成人期 (19歳～)
○	○	○	
<p>【問合せ】各医療機関</p> <p>(検索) 東部医師会 https://www.toubu.tottori.med.or.jp/iryoukikankensaku</p> <p>(検索) 中部医師会 https://www.chuubu.tottori.med.or.jp/iryoukikan/syouni.html</p> <p>(検索) 西部医師会 https://www.seibu.tottori.med.or.jp/isikai/05/SHINRYOU/naika.html</p> <p>●小児科 (かかりつけ医)</p> <p>【内容】かかりつけ医は、普段から子どもを見てくれているお医者さんのことです。小児科の医師は子どもの発達に詳しく、速やかに相談することができます。必要に応じて専門医療機関等を紹介してくれます。</p> <p>【対象】0歳～小児疾患全般</p>			
○	○	○	
<p>●脳神経小児科</p> <p>【問合せ】各医療機関 (参考) 県内の発達障害診療医療機関一覧 https://www.pref.tottori.lg.jp/292790.htm</p> <p>【内容】子どもの発達や情緒に関する相談に応じるとともに、専門医が医学的診断や検査等を行い、障がいの発見や必要な治療、訓練等を行います。</p> <p>また、医療機関、家庭、園・学校の連携を図るため、「医療機関における問診票」の活用を促しています。問診票は下記サイトからご覧いただけます。</p> <p>※鳥取大学医学部子どもの心の診療拠点病院推進室 https://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/kodomonokokoro/25591.html</p> <p>【対象】0歳～小児神経疾患全般</p>			
△ (要相談)	○	○	
<p>●児童精神科</p> <p>【問合せ】各医療機関 (参考) 県内の発達障害診療医療機関一覧 https://www.pref.tottori.lg.jp/292790.htm</p> <p>【内容】小児・児童期の精神障害・行動障害の診断・治療を専門とし、身体症状、発達レベル、気質、家庭、学校などでの行動を総合的に評価し、診断・治療等を行います。</p> <p>【対象】18歳ごろまで (初診対象年齢は医療機関によって異なります)</p>			
○	○	○	
<p>●小児特別医療費助成制度</p> <p>【問合せ】市町村担当課</p> <p>【内容】入院、通院、訪問看護を利用した場合の医療費を助成する制度です。</p> <p>◇自己負担：通院530円/日 (1医療機関当たり月4回分までを自己負担)</p> <p>◇自己負担：入院1200円/日 (低所得世帯は月15日分までを自己負担)</p> <p>【対象】0歳～18歳まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)</p>			
○	○	○	
<p>●特別児童扶養手当 (1級、2級)</p> <p>【問合せ】市町村障がい福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p> <p>【内容】20歳未満の障害児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当です。障害の程度により1級は月額52,500円、2級は月額34,970円が支給されます。(所得制限あり)</p> <p>※額は変動します。上記はR2.4～の額です。</p> <p>【対象】精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者等 ※申請には診断書 (所定様式) が必要です。</p>			
○	○	○	
<p>●障害児福祉手当</p> <p>【問合せ】市町村障がい福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p> <p>【内容】重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として月額14,880円が支給されます。(所得制限あり)</p> <p>※額は変動します。上記はR2.4～の額です。</p> <p>【対象】重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方 (入院含む) ※入所している場合は支給されません。</p>			

幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	青年期 (13～18歳)	成人期 (19歳～)
○	○	○	○
<p>●療育手帳（A、B）</p> <p>【問合せ】市町村障がい福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p> 			
<p>【内容】療育手帳は、知的障害のあると判定された方に交付されるものです。手帳を持っている方は、税控除や各種公共料金の割引が受けられます。定期的に更新手続きが必要です。</p> <p>【対象】児童相談所（18歳未満）または、知的障害者更生相談所（18歳以上）において知的障害があると判定された方</p>			
		△ (要相談)	○
<p>●精神科</p> <p>【問合せ】各医療機関 (参考) 県内の発達障害診療医療機関一覧 https://www.pref.tottori.lg.jp/292790.htm</p>			
<p>【内容】精神障害・精神疾患・依存症・睡眠障害・不安障害・認知障害・知的障害・発達障害等を主な診療対象とします。</p> <p>【対象】主に成人期以降。対象年齢は医療機関によって異なりますので直接医療機関にお問合せください。</p>			
			○
<p>●自立支援医療（精神通院医療）</p> <p>【問合せ】各市町村担当窓口</p> 			
<p>【内容】精神障害により、継続的に通院治療が必要な場合、障害者総合支援法による自立支援医療として、通院医療費の一部を公費で負担する制度です。</p> <p>◇自己負担：医療費の1割（所得に応じて月額負担額の上限額設定あり）</p> <p>【対象】対象疾患に該当し、継続的に通院治療の必要があると判断された方。</p> <p>※申請には診断書（所定様式）が必要です。</p>			
			○
<p>●特別障害者手当</p> <p>【問合せ】市町村障がい福祉担当課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?moduleid=186836#moduleid186836</p> 			
<p>【内容】精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、月額27,350円が支給されます。（所得制限あり）</p> <p>※額は変動します。上記はR2.4～の額です。</p> <p>【対象】著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方。※入所または3カ月を超えて入院した場合は支給されません。</p>			
			○
<p>●障害基礎年金（1級、2級）</p> <p>【問合せ】市町村保険年金担当課、年金事務所</p>			
<p>【内容】障害年金とは、国民年金法、厚生年金保険法等に基づき、疾病又は負傷によって、所定の障害の状態になった方に対して支給される公的年金です。障害の程度に応じて、1級年額976,125円、2級年額780,900円が支給されます。</p> <p>※額は毎年度変わります。上記はR3年度の額です。</p> <p>【対象】年金加入者（国民、厚生、共済）のうち、国民年金法で障害等級の1級または2級に該当する方。20歳前の障害の場合は、20歳から支給されます。</p>			
○	○	○	○
<p>●心身障害者扶養共済制度</p> <p>【問合せ】各市町村担当課</p>			
<p>【内容】心身障害者（児）を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を払い込み、保護者が死亡または重度障害の状態になった場合に、障害者に年金の給付を行う制度。掛け金は加入時の年齢により固定します。</p> <p>【対象】障害のある方（※）の保護者であり、満65歳未満、特別の疾病または障害がなく保険契約の対象となることができる方。※障害者手帳等により確認</p>			